

オーストラリア：自由主義的な農業・貿易政策

玉井 哲也

1. はじめに

2015年9月、オーストラリア連邦政府では、トニー・アボット首相が辞任しマルコム・ターンプル新首相が誕生したが、自由党と国民党による保守合同政権は同じ枠組みで継続している。政権政党が替わっても首相が交代しても、政策の内容は基本的な部分で大きく変化しないのが近年のオーストラリアである。農業も含めて市場志向での経済運営・経済政策を行うことや、米国との共同歩調での安全保障政策や自由貿易協定追求といった外交政策の基本は二大政党に共通している。

そのような状況下で展開されているオーストラリア農業の概要・特長と、それに関連する政策等について概観する。

2. オーストラリアの農業生産の概要と特徴

(1) 農業の概要

オーストラリアは約7億6,900万haと日本の約20倍の国土面積を有し、その過半、ほぼ4億haが農用地となっている。農用地は乾燥した内陸部の深くにまで及んでいるが、作物が作付けられる面積は、その6～7%程度にすぎず、農用地の大部分は牛や羊の粗放的な放牧地である。

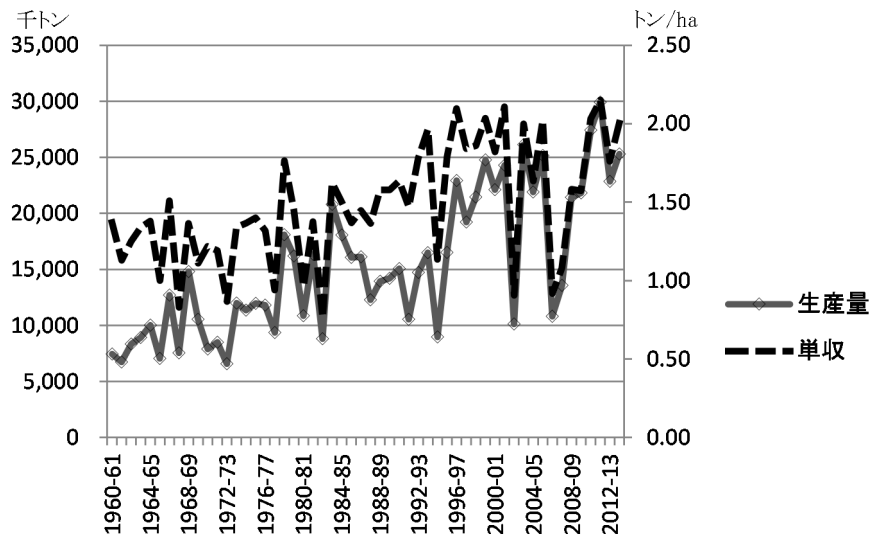
灌漑農業も行われているが、その面積はオーストラリア全体でも200万ha前後にとどまり、主に付加価値の高い野菜・果実、コメ、綿花などを栽培していて、それ以外の穀物等は灌漑により生産されることはほとんどない。

農業が国内総生産（GDP）に占める割合は低下し近年は2%程度にとどまる一方、物品輸出に占める割合は、なお1割を超え、相対的に大きな地位にある。牛肉、小麦、牛乳、野菜、果実、羊肉、羊毛、鶏肉、大麦、カノーラ、サトウキビ等の生産額が多い。主要穀物の生産量は増加傾向にある（第1表）。小麦、大麦、サトウキビは従前からの主要作物であったのに対し、油糧種子、綿花は比較的新たな作物であり、生産量を急速に伸ばしてきている。コメは、油糧種子や綿花よりも栽培歴は古く、20世紀後半で生産量が大きく増えている。

(2) 農業生産の特徴

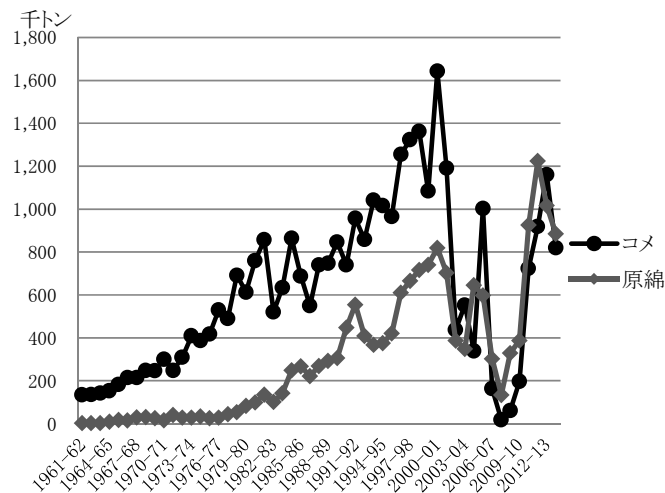
オーストラリアは大変乾燥した大陸であり、降水量は平均として少ないばかりでなく、降り方の変動が大きいいため、しばしば干ばつに見舞われ、農産物の生産量が減少する。

小麦、大麦をはじめとする粗粒穀物、カノーラは、天水で栽培され、灌漑生産はほとんど行われていない。これらは、降水量が不足すると、単収が大きく低下し、直ちに、生産量が減少する（第1図）。この変動度合いは世界の中でも際だって大きい。



第1図 小麦の生産量と単収

出典:ABARES, Agricultural Commodity Statistics 2015.



第2図 コメ及び原綿の生産量の推移

出典:ABARES, Agricultural Commodity Statistics 2014.

第1表 主要穀物等生産量の推移（千トン）

年度	小麦	大麦	コメ	油糧種子	カノーラ	原綿	粗糖
1961-62	6,727	941	134	30		2	1,362
1962-63	8,353	898	136	44		2	1,823
1963-64	8,924	984	142	59		3	1,699
1964-65	10,037	1,119	153	71		9	1,921
1965-66	7,067	949	182	44		18	1,924
1966-67	12,699	1,397	214	81		14	2,307
1967-68	7,547	835	214	59		29	2,300
1968-69	14,804	1,646	248	55		30	2,684
1969-70	10,547	1,698	247	155		25	2,146
1970-71	7,890	2,352	300	204		16	2,448
1971-72	8,510	3,062	248	371		40	2,708
1972-73	6,590	1,727	309	268		28	2,732
1973-74	11,987	2,398	409	258		28	2,449
1974-75	11,357	2,515	387	345		33	2,761
1975-76	11,982	3,179	417	243		25	2,769
1976-77	11,800	2,847	530	240		28	3,194
1977-78	9,370	2,383	490	416		44	3,240
1978-79	18,089	4,006	692	520		53	2,812
1979-80	16,188	3,703	613	484		83	2,871
1980-81	10,856	2,682	760	450		99	3,227
1981-82	16,359	3,450	857	509		135	3,329
1982-83	8,805	1,939	520	349		101	3,428
1983-84	20,788	4,890	634	549		141	3,073
1984-85	18,072	5,554	864	925		249	3,439
1985-86	16,063	4,868	687	872		267	3,275
1986-87	16,119	3,548	549	708		222	3,268
1987-88	12,287	3,417	740	856		269	3,334
1988-89	13,935	3,242	748	838		293	3,566
1989-90	14,215	4,044	846	763		305	3,681
1990-91	15,066	4,108	740	1,040		447	3,407
1991-92	10,557	4,530	957	1,136		554	3,016
1992-93	14,739	5,397	858	864		409	4,133
1993-94	16,479	6,668	1,042	1,055	305	368	4,234
1994-95	8,961	2,913	1,016	920	264	375	4,931
1995-96	16,504	5,823	966	1,342	557	421	4,837
1996-97	22,924	6,696	1,255	1,776	624	610	5,301
1997-98	19,227	6,482	1,324	1,980	856	666	5,567
1998-99	21,465	5,987	1,362	3,115	1,691	716	4,998
1999-00	24,757	5,032	1,084	3,867	2,460	741	5,448
2000-01	22,108	6,744	1,643	3,098	1,775	819	4,162
2001-02	24,299	8,280	1,192	2,982	1,756	703	4,987
2002-03	10,132	3,865	438	1,489	871	387	5,398
2003-04	26,132	10,382	553	2,373	1,703	349	5,045
2004-05	21,905	7,740	339	2,613	1,542	645	5,234
2005-06	25,150	9,482	1,003	2,444	1,419	597	5,063
2006-07	10,822	4,257	163	1,029	573	301	5,026
2007-08	13,569	7,160	18	1,539	1,214	133	4,763
2008-09	21,420	7,997	61	2,471	1,844	329	4,634
2009-10	21,834	7,865	197	2,600	1,907	387	4,472
2010-11	27,410	7,995	723	3,725	2,359	926	3,610
2011-12	29,905	8,221	919	5,282	3,427	1,225	3,683
2012-13	22,855	7,472	1,161	5,732	4,142	1,017	4,300
2013-14	25,303	9,174	819	5,162	3,832	885	4,364

出典:ABARES, Agricultural Commodity Statistics各年からとりまとめ.

一方、大部分が灌漑によって生産されるコメ、綿花、野菜、果実は、干ばつが長期化し灌漑用水の確保が難しくなると、作付面積が減り生産量が減少する。2008年の干ばつに際しては、100万トンを超えていたコメの生産が、短期間に1万トン余まで落ち込んだ（第2図）。

干ばつによる畜産物の生産量変動は、耕種ほど急激ではない。主に放牧によっている牛肉や羊肉は、干ばつが始まると、エサとなる牧草が減り家畜のと畜を早めるため、穀物とは逆に生産量が増加し、干ばつ明けには畜群の再構築を始めるので、生産量が低迷する。

牛肉及びラム肉の生産は増加傾向が続いているが、同じ羊肉でもマトン、そして羊毛には明確に減少傾向が見られる。豚肉は横ばいだが、鶏肉生産は大きく伸びている。

3. 農業生産に関わる政策と方針

（1）経済政策の変遷と改革

1901年のオーストラリア連邦の成立以後、連邦政府は、農業を含め、未発展の国内産業を保護する目的で高関税や各種の国内補助を行った。しかしながら、規制や保護は経済の効率性を損なうとの観点からの経済改革が1970年代から本格化し、70年代には関税率の一律25%引き下げ（1973年）、1980年代には、豪ドルに変動相場制導入、外資系銀行の国内での活動容認といった金融や投資の面での規制緩和が進んだ。

1995年からは全国競争政策（NCP）による包括的な規制・保護の見直しが行われた。競争を抑制する規制約1,800件を見直し、規制による便益がそのコストを上回る場合などの例外を除き、競争制限を原則廃止するものであった。

NCPが一巡した2000年代半ばまでに改革は大きく進んだ。NCPを管轄する生産性委員会（PC）は、産業保護の指標として実効支援率（ERA。支援が行われない場合の価格に対する、関税・財政支出・税の減免・価格支持による支援額の割合）を推計しているところ、製造業のERAは1970-71年度の約35%から2005-06年度は4.6%、農業のERAは1970-71年度の約25%から2005-06年度は4.9%となった。

（2）農業政策とその改革

1) 連邦成立から1960年代まで

1910年代、20年代までは、補助を受ける農産物の数は少なかったが、製造業が手厚く保護されていることに対し農業サイドからの不満の声が上がるのに応え、農業部門への補助が拡大していった。農業への支持は、関税、流通・価格への介入、価格の差別化、生産割当、所得の平準化、輸出価格保証、輸出補助・輸出管理、緩衝在庫買入れ、税制特例、研究開発など一般サービスへの補助、肥料補助金など投入財への支援、ローカルコンテンツ規制、干ばつ支援など様々な手法で行われた。支援の方法についての包括的・総合的な方針はなく、その手法は対象品目により異なる場当たりのバラバラな政策であった。

(i) 牛乳・乳製品

州政府や連邦政府が、国内小売価格への介入をはじめ、生産、流通、価格等に細かく介入する仕組みや輸出製品の原料向け牛乳の価格は安く抑えて輸出を補助する仕組みなどがあった。

(ii) 砂糖

1914年まで欧州労働者によるサトウキビ生産に対して助成金 (bounty) が支払われ、1923年以後 1988年までは砂糖輸入が禁止された。また、クイーンズランド州政府がサトウキビの作付面積と収穫量、納入先工場を厳しく管理した。

(iii) 小麦、大麦等

大恐慌時の救済措置として小麦に対する助成金支払いが行われた。第二次世界大戦開始後は、小麦ボード (AWB の前身) が設置され、小麦の強制買入権と国内市場・輸出市場への小麦の販売管理権限を行使した。大麦など小麦以外の穀物やカノーラについても、州単位で販売ボードが設置され、流通・販売に介入した。

(iv) 羊毛

他の作物とは逆行して 1970年代に新たに規制が導入された。市場で保証価格以下となった羊毛をオーストラリア羊毛会社 (AWC) が買い取ることで生産者に価格保証を行った。

(v) 卵

各州がそれぞれ卵販売ボードを有し、産卵鶏数の割当てによる供給管理と州内の価格設定を行った。

(vi) 園芸作物等

野菜・果実は作物ごとに資金をプールして輸出価格が高い年の儲けを輸出価格が低い年に移転するなどの価格安定の仕組み設けていた。タバコについては、タバコ製品を製造する際に国産タバコ葉を一定割合以上使用する場合には通常よりも安い関税で輸入原料を利用できるローカルコンテンツ規制の仕組みを導入して、国産タバコ葉の利用を奨励した。

(vii) 助成金 (bounty)

初期は輸入に頼っていた農産物 (ジュートなど植物繊維、コメ、ゴム、コーヒー、タバコ、綿花、一部の乾燥果実) に助成金を出して増産を図った。1920年代以後は、綿花と砂糖を主要対象としたほか、牛肉、生きた牛、小麦、乳製品への支払いも行われた。

(viii) 肥料等補助金

肥料など投入財に対する補助金も広く行われた。灌漑用水は、州政府が補助してコストを下回る価格で提供した。鉄道輸送費等への補助もあった。

(ix) 輸出管理ボード

国内価格を統制して農産物価格を安定させ、余剰分は安い価格で輸出するという方式が各種の作物で採用されたが、それに対応して輸出を秩序立てて行うため法定の輸出管理ボードが設置された。

2) 1970年代以降の改革の特徴と評価

農業保護政策が品目ごとにばらばらであったのに対し、1970年代からの保護・規制の削減・撤廃には、当初から市場志向で経済学的合理性に基づくという一貫した方針があった。またNCPでも、統一的な基準により、あらゆる分野で一斉に規制改革が進められた。

保護の削減などに伴う痛みを緩和し構造変化を助けるために行われた構造調整補助も品目ごとでなく一貫した方針で実施された。1971年に、負債の整理、農場の強化、再出発をめざす地方再建制度（RRS）が導入され、1976年には地方調整制度（RAS）があとを引き継ぎ1997年まで継続して、見込みのある農場には負債整理と生産性向上の投資のために補助する一方、一時金支給により離農を促進した。離農農家への一時金は「リハビリ」補助金と称され、順次増額されたが、実際にはあまり利用されず、オーストラリア農業の構造調整は補助金による促進効果ではなく自律的に進んだ面が大きいと考えられている。

1970年代からの漸進的であったが継続的な農政改革の取り組みにより、政府による市場歪曲的な支援は無くなり規制介入も殆ど撤廃された。オーストラリア農業は、複雑な政府介入を受けるものから、世界で最も支援の少ない農場部門へと変化し、農民が効率的な資源配分や合理的な経営努力をするようになって生産性が向上したと指摘される。

(3) 現在の農業政策と農業補助

上述のような農業政策の改革が行われた結果、現在のオーストラリア農業の受け取る補助金は少ない。WTO農業協定に基づく農業補助金通報によると、市場歪曲的とされ削減義務を課される、「黄」の補助金は、酪農の規制緩和に伴う補償措置を導入した2000-01年度に一時増加したが、同措置が終了すると2008-09年度以後、ゼロとなった。

政府からの支援の多くは、試験研究、病害虫対策、インフラ整備、環境対策であり、個別の農家に対して直接に支援するものではない。

連邦政府から直接の支援を行う施策類型としては、農家の所得支持、農場金融、農場経営預金制度、干ばつ対策などであり、最近の施策内容には以下のようなものが含まれる。

① 農家の所得支持

米国の収入保険や日本・EUの直接支払いによる農家所得支持とは異なり、農業所得を補填するものではなく、生活困難に直面している農場の家族に対して生活保護的な趣旨で支給するものである。

② 農場金融

短期の低利融資と困窮農業者等向けの無料の地方会計相談サービスとが用意されている。各州政府がこれらを提供する際に、連邦政府が補助を行う。

③ 干ばつ対策

「農場金融」の低利融資とは別に、干ばつ対応に的を絞った低利融資がある。米国、カナダのような、所得保険・収入保険への補助は導入されていない。

④ 農場経営預金制度 (Farm Management Deposits (FMDs))

豊作や農産物価格好調により農業からの課税前所得が大きい年に、銀行に開設した「FMD口座」に預金し、所得が小さい年に引き出す仕組みである。FMD口座へ入金した額は当該年の所得税の課税対象所得から控除される。

⑤ 未来炭素農業プログラム (Carbon Farming Future Program)

農家が民間の教育・訓練サービスを受講する際の費用の一部を補助するものであり、近年では気候変動の防止や気候変動への適応のための未来炭素農業プログラムの一環として、温室効果ガス排出削減の技術や情報の普及を重視するものとなっている。

⑥ 排出削減基金 (低炭素農業イニシアチブ)

温室効果ガスを削減する方策の一環として、排出削減を行うプロジェクト等に対して、排出削減基金 (ERF) から支払いが行われる仕組み。対象とされるプロジェクト等の類型には、耕地での炭素貯留や放牧の生産性向上など農場や農業に関連するものが多い。

⑦ 課徴金 (Levies)

生産物の出荷量などに応じて生産者が負担する課徴金を徴収し、これを、研究・開発、販売促進、動植物保健、残留農薬等検査の経費に充てるしくみで広範な品目について行われている。研究・開発に関しては、課徴金資金と同額の金額を政府が供与する。対象産物、課徴金単価等は法定され、政府は徴収と分配に関与する。

(4) 今後の方向

以上のように、オーストラリアの農業政策は、規制と補助の削減・撤廃の歴史をたどってきており、政府による介入は少ない。政権が替わってもこれは継続すると考えられる。

そのように補助や規制がわずかで、政府が行う農業政策は限定的であるので、中長期的な方向性を示すに留まるものの、将来の農業の姿を政府が示すこともある。

2015年、2つの「白書」が発表された。保守連合が2013年総選挙で公約していた農業競争力白書と北部開発白書である。いずれも、生産量、農場数などの農業の具体的な数値目標や指標といった将来像の具体的なイメージを欠いているものの、今後農業が目指そうとする方向を示すとともにそのための条件整備を進めるとしており、具体的な政策も記載されている。以下にそれぞれの概要を示す。

1) 農業競争力白書

オーストラリア経済と地方コミュニティにおいて、農業部門が重要な貢献を続けることを確保すべく、農場の収益性を増大し農業の経済や貿易への貢献、技術革新や生産性を伸ばしていく方策を明らかにするため、長期的な農業政策の基礎となる、という位置づけを付与されて検討され、2015年7月4日に公表された。

オーストラリアの歴史と経済にとって重要な農業が今後も繁栄を続けるべく、各種課題に対応しつつ、強い農民、強い経済を維持、発展させることを目指すとしており、そのた

めに政府が取り組んでいく以下のような優先的な行動分野 5 分野とその各分野での 40 億豪ドルを投じる政策・事業についてとりまとめている。

(i) 農業が活動する環境をより公正な競争・より適切な規制のもとに置く、過剰な規制を見直す、などにより、より公正な環境を農業に保証 (A fairer go for farm business)

(ii) 灌漑農業の水供給を確保するための貯水能力、輸送網などの 21 世紀のインフラを建設 (Building the infrastructure of the 21st century)

(iii) 農民の経営戦略能力向上などにより干ばつやリスク管理への対応を強化 (Strengthening our approach to drought and risk management)

(iv) 研究開発の改善や質の高い労働者確保を行うことで効率的で持続的な「より賢い農業」 (Farming smarter)

(v) 貿易交渉や障壁の除去、国内の安全性や品質確保などに海外の高級な市場へのアクセスを維持・拡大 (Accessing premium markets)

2) 北部開発白書

オーストラリア北部 (南回帰線から北側。約 300 万 km²、人口約 130 万人) について、開発政策の土台となるものとして今後 20 年程度にわたる経済開発施策とその実施方針をとりまとめたものであり、2015 年 6 月 18 日に公表された。

冒頭総論において、急速な経済成長や経済統合の進んでいるアジアに近いなど北部開発の有望性を強調し開発のために各種対策を取るべき分野を示し、分野ごとに講じるべき対策の趣旨・内容、目標と具体的に進める事柄等を示す。2035 年までに北部がその潜在力を全て解き放つことを展望し、そのために今後政府が、投資環境や水インフラの整備など諸々の方策を実施することを通じて事業環境を整える必要があるとしている。重点的に取り組む 6 分野は次の通りである。

(i) 土地

複雑な土地の権利関係を整理し制度を簡素化・明瞭化することにより、経済活動の幅を拡げ、外部からの投資の導入にも資する。

(ii) 北部の水資源開発

適正な水インフラを建設し水を確保して灌漑農業を拡大する。連邦政府が水資源に関する情報を収集・分析・提供し、州政府が安定的な水の権利を整備することによって、水資源開発への投資を促す。

(iii) 事業の良好な投資環境を整備

食料・農業、資源・エネルギー、観光、国際教育、保健・医療研究の 5 部門の成長が見込まれるところ、より多くの投資を呼び込むべく、手続きの迅速化や合理化、規制の見直し、技術革新と指導的人材を養成するなど、ビジネス環境を整える。

(iv) 成長を支えるインフラ整備

連邦政府は、優先度の高い公共インフラ (道路等) へ資金提供を集中するとともに、民間部門によるインフラ投資をしやすくしてインフラ改善を図る。

(v) 北部の労働力

他州で得た資格等を北部特別地域でも認めることの容易化、原住民雇用の拡大、外国人雇用の促進により、投資を制約している労働力不足と高賃金に対処し労働力を確保する。

(vi) 良好なガバナンス

既存の連絡会議などの調整の仕組みに加え、連邦政府の首相・副首相と北部諸州の首相との定期会合や連邦議会の関与を強めるなどにより、連邦政府、州政府、地方政府の役割の重複の回避や境界付近での利害関係調整を適切に行う。

4. 農業貿易政策

(1) 貿易状況

オーストラリアの主要農産物である、小麦、大麦、牛肉、羊毛、乳製品は、その多くが輸出され、世界全体の輸出に占める地位も高い。小麦、大麦、牛肉、羊毛、羊肉、チーズの輸出が世界全体の輸出に占める割合は1割を超える。綿花、砂糖、油糧種子も輸出割合が大きく、輸出依存度は高い(第2表)。

第2表 生産・輸出量とシェア(2008-09年度から2012-13年度の平均)(千トン, %)

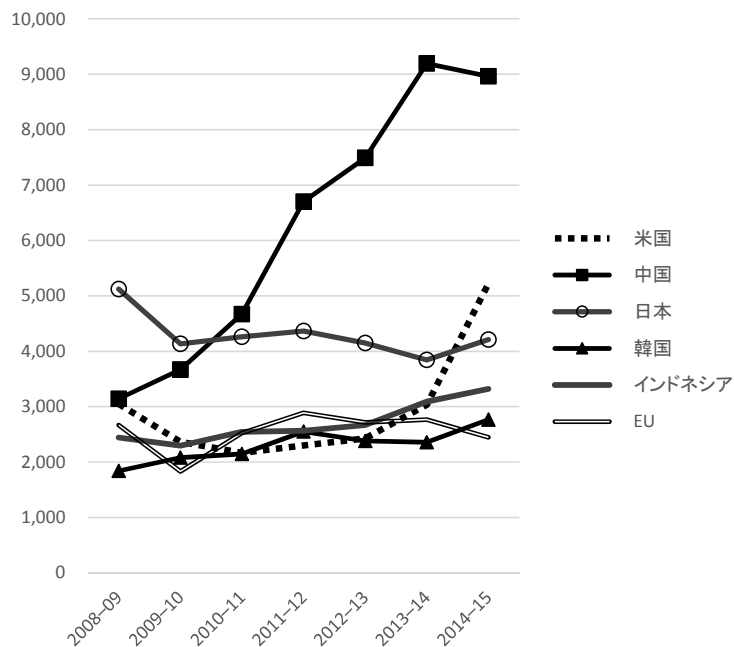
	豪州の生産量, 輸出量			世界の数値, 世界に対する豪のシェア			
	生産量	輸出量	輸出割合	生産量	輸出量	豪生産シェア	豪輸出シェア
小麦	24,685	18,276	74.0	673,460	155,320	3.7	11.8
大麦	7,910	5,065	64.0	138,600	18,600	5.7	27.2
コメ	612	247	40.4	455,420	32,854	0.1	0.8
綿花	777	692	89.0	25,263	8,429	3.1	8.2
砂糖	4,140	3,017	72.9	166,660	55,340	2.5	5.5
油糧種子	3,978	2,271	57.1	445,820	107,820	0.9	2.1
牛肉	2,131	1,391	65.3	58,355	7,806	3.7	17.8
羊毛	421	360	85.6	2,047	658	20.6	54.7
羊肉	580	344	59.3	8,363	1,014	6.9	34.0
豚肉	341	50	14.6	106,403	14,594	0.3	0.3
鶏肉	926	34	3.7	86,893	15,773	1.1	0.2
バター	127	60	47.5	8,318	747	1.5	8.1
チーズ	343	163	47.4	16,773	1,433	2.0	11.3

出典: ABARES Agricultural Commodity Statistics(各年), FAOSTAT, GlobalTradeAtlasのデータからとりまとめ。

農産物輸出先は世界の各地域にわたっているが、北アジアが全体の約4割を占めて高い地位にある。国別での上位は、中国、日本、インドネシア、米国、EU、韓国である(第3図)。最近では中国向け輸出が急速に増加してきており、2010-11年度に中国が日本を抜いた。

品目別での輸出先は、小麦は東～東南アジア向けと中東向けが多い。大麦では中国、サウジアラビア、日本、粗糖ではインドネシア、韓国、日本、が上位である。綿花、羊毛は

中国向けが圧倒的に多い。牛肉は、日本、米国、韓国向けが過半で、最近中国向けの伸びが目立つ。チーズは日本向けが非常に大きく、脱脂粉乳は東南アジア向けが中心である。



第3図 農産物の上位輸出先国 (FOB。百万豪ドル)

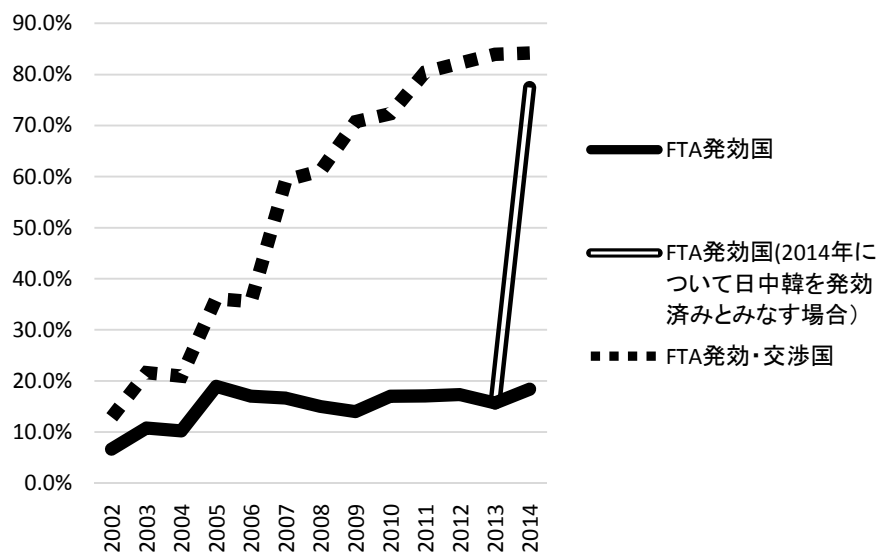
(2) FTAの進展

オーストラリアは、一方的な引き下げも含めて関税の撤廃・削減を進めてきた結果、現在の最恵国待遇 (MFN) 関税率は全品目平均で 3.0%、農産物に関しては 1.4%と相当に低い水準である。近年の国際貿易交渉では、徹底して関税の撤廃・削減を求める立場をとり、主要農産物が輸出依存であることから、輸出先国の関税撤廃に強い関心を示してきた。

二国間、地域間の自由貿易協定 (FTA, EPA 等。以下まとめて「FTA」と表記) には今世紀になってから本格的に取り組んでいる。隣国ニュージーランドとは、1980年代に FTA を締結したが、本格的に FTA 締結が進むのは 2003 年発効のシンガポールとの FTA からである。その後、米国、タイ、チリ、ASEAN、マレーシア、韓国、日本、そして最新が 2015 年 12 月で中国との FTA が発効し、2016 年 2 月に署名に至った環太平洋パートナーシップ協定 (TPP) 交渉には当初から参加していた。16 カ国で構成される東アジア地域包括的経済連携 (RCEP)、湾岸協力理事会 (GCC)、インド、インドネシアとの交渉が継続中である。

オーストラリアの輸出額に占める FTA 相手国のシェアは、発効済みと交渉中の割合は急速に伸びて 2014 年で 84.2%に達した。一方、FTA 発効済みの国に限定すると、長らく 20%未滿で伸び悩んでいたが、韓国、日本、中国と立て続けに交渉がまとまったことで FTA 発効済み国への輸出が 77.4%に達し、これまで交渉入りをした相手国との貿易額の大部分に

ついて FTA が実現したことになる（第 4 図）。



第 4 図 オーストラリアの輸出額に FTA 相手国が占める割合の推移

出典：Global Trade Atlas のデータから作成。

FTA において、徹底した関税撤廃を追求するオーストラリアは、自身の関税は原則として全部撤廃する。相手国に対しても一貫して例外のない関税撤廃を求め、ニュージーランド、シンガポール、米国、タイ、チリとの FTA まででは、実質的に関税撤廃から除かれたのは米国の砂糖・砂糖調製品のみである。

しかしながら、ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド FTA では、特に、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーについて関税がかなり残存した。最近発効した韓国、日本との FTA でも、農林水産物の多くの品目で関税を残した。

2016 年 2 月には、TPP が署名された。米国の砂糖輸入や日本の牛肉関税などで、既存の FTA よりもアクセスが拡大することとなっている。

現在政権を担う保守連合が 2013 年の総選挙時に FTA を進める国として公約に掲げた「中国、韓国、日本、インド、GCC、インドネシア」、「EU、ブラジル、香港、パプアニューギニア、南アフリカ、台湾」への輸出を全部合わせると、オーストラリアの輸出総額に占める割合は 93.4%に達する。韓国、日本、中国と FTA の締結に至ったことで、公約の重要な部分の実現を果たしたことから、保守連合政権は次の公約国、EU（輸出シェア 4.5%）、台湾（同 2.6%）、香港（同 1.1%）などとの新たな FTA を追求するであろう。TPP 決着後間もない 2015 年 11 月 15 日には、FTA 交渉開始に向けて作業を始めることがオーストラリア・EU 首脳の間で共同声明で明らかにされたところであり、今後の進展が注目される。